

日時 平成 28 年 3 月 3 日（木）

場所 特許庁 16 階 特別会議室

産業構造審議会 知的財産分科会
第 3 回情報普及活用小委員会
議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」（案） について	2
3. 今後のスケジュールについて	30
4. 特許庁長官挨拶	30
5. 閉 会	31

1. 開 会

○後藤委員長 本日は、御多忙の中をお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、産業構造審議会 知的財産分科会 第3回情報普及活用小委員会を開催いたします。

本日は、年度末の御多忙の中を御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

本日の議題は、情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」の案についてであります。これまで、この委員会で御審議いただいたことを報告書の案に取りまとめておりますので、これについて御検討をいただきたいというのが今日の会議の中身であります。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○横井特許情報室長 まず、定足数を確認させていただきます。本日は、議決権を有する11名の委員全員に御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としまして、審議会をペーパーレスで実施することになっております。本日は、座席表、議事次第・配付資料一覧、委員名簿、資料1、資料2の計5種類の資料のデータをタブレットに格納しております。そのうち座席表と資料2につきましては、メモ用紙としましてお手元に御用意させていただきます。

簡単にタブレットの使用方法を簡単に御案内させていただきます。お手元に「タブレットの使い方」という紙を御用意させていただいておりますので、そちらの紙を見ながらタブレットを触っていただければと思います。

タブレットを横向きに持っていただいたときに、右上のほうに電源ボタンがございますので、そちらを押していただきますと画面が立ち上がると思います。画面のところに鍵のマークが出ているかと思いますが、そちらを指でタッチしていただきまして、右のほうに動かしていただくと画面が開くようになっていくと思います。

画面が開きますと本棚のような画面が出てくると思いますけれども、そちらのほうにフ

ファイルが4つ入っているところの確認できますでしょうか。資料が必要であればこちらのほうを開いていただきまして、例えば「資料1」というところを指でタッチしていただきますと、そのファイルが開きますが、横向きですと少し画面が小さくなりますので、タブレットを縦向きに変えていただきますと、資料のほう、表紙が少し大きく表示されようかと思います。あとは指でめくるような感覚でめくっていただきますと次のページに移っていただけますので、このような形で参照いただければと思います。

また違う資料をご覧になりたい場合には、左上のほうに「一覧へ」というボタンがあるかと思います。「一覧へ」を押していただきますと、また本棚のところに戻りますので、そちらのほうで見たい資料を選んでいただければ中身を確認いただけるというようなつくりになっております。今の操作と違う画面にいつてしまいますと、ここに戻るのが少し難しいところもあるかと思いますので、操作でお困りになった場合には手を挙げていただく等で合図をしていただければ対応いたしますので、そのような形でお願いいたします。

あと、本日は長官のほうが国会対応等の関係で、1時間少しばかり遅れて参加させていただく予定になっております。御容赦いただければと思います。

資料についての確認は以上ですけれども、不足・落丁、タブレットの動作がうまくいかないといったところがございますでしょうか。もしありましたら挙手をいただければと思います。

あと1点、お願いがございます。御発言をなさる際には、挙手をして委員長から指名をされましたら、お手元のマイクのスイッチを入れていただきまして、顔をマイクに近づけて御発言いただけますようお願いいたします。

2. 情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」（案）について

○後藤委員長 それでは、早速議題に入らせていただきます。本日は、これまでの本小委員会での議論を踏まえまして報告書案を審議いただきますけれども、これまでの議論で御案内のことと思いますが、論点が3つありまして、これについて順番に1、2、3というふうに、まず事務局のほうから御説明をいただきます。その後、1番目の議題と3番目の議題は非常に関連性が深いので、これを一緒に議論していきたいと思います。その後で論点2について議論を行いたいと思います。

それでは、まず説明のほうを1から3まで順番に事務局からお願いいたします。よろし

くお願いします。

○横井特許情報室長 本日は、時間が限られていることもありますので、報告書案の概要を記載した資料2を用いまして、内容について説明させていただきたいと思います。配付資料のうち、資料2をご覧ください。

資料2の1ページ目に、開催経緯、委員名簿、論点について書いておりますけれども、その次の2ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは論点1についてまとめておりまして、公的な特許情報サービスのあり方について書かせていただいております。

まず、一番上に背景ということで書かせていただいておりますけれども、大きな流れとして2つの流れがあると思っております。我が国ユーザの知的財産活動のグローバル化に伴い、急増する世界の特許文献への対応へのニーズが高まってきていると感じております。また、機械翻訳技術の向上などを初め IT が大きく進展していると感じております。そういったところを踏まえると、公的な特許情報インフラに求められているところとしまして、大きく3つがあろうかと考えております。

まず1つ目、こちらは知財基本法にも規定されているところですが、国が産業財産権に関するインフラを整備し、我が国ユーザに広く、迅速に情報を提供するために必要な施策を講じていくこと、こういったところが求められていると思っております。また2つ目として、急増する世界の特許情報にも対応した公的な特許情報に関するインフラの整備といったところも求められていると感じております。3点目として、特許情報へのアクセスが困難な中小企業等が容易に特許情報を利用することができる環境を整備し、研究開発等を一層促進していくこと、こういったところも求められていると感じております。

また、右のほうに少し絵をかかせていただいておりますけれども、ユーザのほうに目を向けますと、まだまだ一番下のところにあります①の特許情報の重要性に気付いていない方というところが多い状況と感じております。そういったユーザに対して、J-PlatPatを普及していきまして、特許情報の重要性に気付いていただき、J-PlatPatで特許情報を使っている方というところを増やしていき、すそ野を拡大していくことが重要かと考えております。この点については論点3の議論と重なるところが大きいかと思っておりますので、主に論点3のほうでみていければと考えております。

また、すそ野が拡大していくことによって特許情報の重要性に気付き、さらに高度に特許情報を使いたい方というところが増えてくるような流れができてこようかと思っておりますので、それにより、より高度なサービスへどんどんシフトしていくという流れができていく

というところが重要かと考えております。

こういった背景を踏まえて、真ん中のところに基本的な考え方ということで大きく2つ書かせていただいております。

まず1つ目ですけれども、グローバル化の動きに十分対応しつつ、ITの進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、中小企業、個人なども含む我が国ユーザの要望、こういったところを十分に踏まえた上で、我が国ユーザが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供していき、特許情報を広く普及していくための基盤を引き続き整備していくべきということで書かせていただいております。こちらは第2回のときに書かせていただいたことと大きく変更していないところでございます。

また2つ目ですけれども、こちらは第2回のときに、平成15年のときの議論を踏まえた官と民のベストミックスの整理の考え方を盛り込むべきとの御指摘をいただいておりますので、その点について、今日的な形に更新をさせていただきまして書かせていただいております。国は、保有する正確で基本的な一次情報を無料で提供していくことを原則としつつ、急増する世界の特許情報にも対応する観点から公報や要約について、保有する翻訳文等を提供していくことを通じて、民間事業者が高い付加価値をつけたサービスを提供していくための環境を整備し、我が国ユーザによる一層高度な特許情報の利用を促していくべきであるということで、右のほうにちょっとポンチ絵も書かせていただいております。公的な特許情報サービスについては基本的なサービスをしっかり提供していきます。それに対して、民間事業者の特許情報サービスについては、それに付加価値をつけた高度なサービスをそれぞれ提供していただく。時間軸を持ってみますと、ITの進展等にあわせてそれぞれのサービスを向上していき、ユーザの方にお届けする特許情報のサービスが最大化されていくというような流れが重要なのかなと考えております。

こういった基本的な考え方を踏まえまして、下のほうに2点書かせていただいております。

まず左下ですけれども、1. 出願情報・権利情報の確認のためのサービスということで、方向性として四角囲みのところですが、中小企業等を含む我が国ユーザの研究開発等を促進していくために、急増する世界の特許文献等の検索など、特許情報へのアクセス時の我が国ユーザの負担を軽減していくべきとの方向性の基、もう少し細かいところとして①から⑤まで書かせていただいております。

まず1つ目ですけれども、特許庁内の審査官向けのデータベースに蓄積した文献を、著作権等の制約のない範囲で外部の方もフルテキスト検索等でアクセスできるような形で提供していきたいといったことを考えております。2点目としまして、ASEAN など中小企業の関心の高い国や機関の文献について、フルテキスト検索までいかないにしても、簡単にアクセスできるような環境を整えていきたいということでございます。3点目としまして、海外の特許文献等について、機械翻訳を活用しつつ、日本語でアクセスできる環境を整備していきたいということでございます。4点目としまして、我が国ユーザの検索負担が海外のユーザよりも大きなものとならないように、基本的な機能についてはしっかり整備していきたいということでございます。5点目としまして、民間事業者の方と重複投資等が発生しないように、公的な特許情報サービスに関する今後の計画については事前に広く周知をしていきたいということでございます。

また右下の2. ですけれども、世界最速・最高品質の審査結果の発信のためのサービスということで、まず大きなところを四角囲みに書かせていただいておりますが、我が国ユーザが海外で円滑に権利を取得できるように、我が国の世界最速・最高品質の審査結果を海外庁の審査官等が参酌しやすい環境を整備していくべきとの方向性の基、少し細かいところを2つ書かせていただいております。

まず、海外庁の審査結果も一括して表示する環境を構築するとともに、審査書類のみではなくて、審査結果を理解するために必要な情報、すなわち、引用文献、法律、審査基準等の情報についてもあわせて提供するなど、新興国も含めた海外庁の審査官等が我が国の審査結果を参照しやすくするために必要な機能を積極的に搭載していくべきということで考えております。また2点目ですけれども、海外庁の審査官が我が国の審査結果を参照しやすいように機械翻訳の取り組みを強化して、高精度な機械翻訳文を提供することにより、我が国の審査結果の利用を促進していくべきということで考えているところでございます。

論点1については以上です。

○松下普及支援課長 1枚めくっていただきまして、論点2の法的検討も要する公報のあり方というところから引き続き御説明をさせていただきたいと思っております。

公報につきましては、出願や権利に関する必要な事項、具体的には出願の内容でありますとか権利の内容というものを皆様方に提供しているところでございます。その中で、氏名、住所といった個人情報についても、独占的排他権であります知財権の権利の主体の所在を特定するという視点から法制定時から掲載をさせていただいているところでござい

す。背景の図にありますように、昨年の４月からは、全てインターネットで公報も提供しているところがございます。

このような事情に鑑みまして、次に基本的な考え方というところがございますけれども、ここでは、今回の検討に当たりましては、公報として情報提供する必要性と国際ルールを含む法律上の意義、情報を活用するユーザの皆様の利便性の確保、さらに言えば、インターネットの普及に伴って情報の拡散というものも速くなっておりますので、これらを踏まえた弊害といった視点から御検討をいただいたところがございます。また、法的な手当てが必要となる可能性があるような提言も含まれておりますけれども、対応可能なものから、順次実現に向けて措置を講じていくべきという方針を記載させていただいているところがございます。

具体的には２つの論点について御議論いただきましたけれども、左側の公報における住所掲載のあり方というところに行きますと、個人情報の保護を強化する必要性という観点から、公報に掲載する住所を概略化すべきということに関しましては、前回、各委員からの御賛同をいただいておりますので、その旨を明確に書かせていただいております。

①のところにありますように、概略表記の対象をどこまでにするのかというところについては、個人の住所を対象とするということで前回も御議論いただいております。

次に、その住所の概略表記の方法でございますけれども、具体的な概略のレベルをどうするのかというところにつきましては、個人情報の保護という視点と、他方で同一人の出願であるかという確認をしたいというニーズもございますので、そのような情報の利用実態も勘案した上で今後も検討すべきというふうに記載させていただいております。なお、ここで個人の住所というものには、「出願人・権利者」の住所が個人の場合に加え、法人の出願でありまして発明者等については個人名になりますので、その辺も含めた概略表記ということを考えているところがございます。その場合には、「出願人・権利者」というものの与えられた特許法上の地位でありますとか、同一性の特定の必要性といったところは、発明者でありますとか審判請求人という他の個人の方々よりも高いのではないかなというようにもございますので、住所の概略表記の際、これを具体的に検討する際には情報量を異ならせることも検討課題であるというふうに記載させていただいております。

具体的には、「出願人・権利者」というものにつきましては同一人を特定するというニーズも高いことから、例えば市町村名まで、諸外国でも市町村のケースが多いですけれども、そういうところまで記載する。あるいは、発明者等については法律上与えられた地位

の問題なども勘案しますと、個人を特定する、同一人であるかを特定するというニーズも低くなりますので、都道府県であるとか、もっとそのようなレベルの異なった考え方で概略表記をするということも検討課題であるというふうに書かせていただいているところでございます。

また③につきましては、同一性を特定するといった以外にも、特許法では発明の利用を図るという目的がございます。その観点からは、ライセンスというもののニーズが高くございます。そういう意味では、この発明あるいは特許をライセンスしたいといった場合には、例えば INPIT で、今「開放特許情報データベース」というような形で住所を掲載しない方式でも連絡をとれるシステムがございます。また、ライセンスを受けたいという場合には権利者を確認しなければいけませんので、法律上、閲覧といった制度を御利用いただくことになろうかと思えます。そういう意味で、そのような周知を図るところ、また、より使い勝手の良くなるような利便性の向上策を検討するといった必要性についても御指摘をいただいておりますので、報告書に記載させていただいているところでございます。

続きまして2番目、右側の公報における情報提供のあり方のところでございますけれども、右下の図にございますとおり、審査の経過あるいは審査後の経過情報を公報で発行しているケースというものがございます。紙で公報を発行していた時代には、それが唯一とも言える情報入手手段であったという時代もあったかと思えますけれども、現在、J-PlatPat 等いろいろな情報基盤も整備されている中で、むしろ公報以外の形で迅速に発行することについて検討すべきではないか。ただ、法的な効果のあるものもありますし、利用実態も勘案する必要がありますので、そのあたりも検討、さらに精査しながら、今後特許庁で検討すべき、精査すべきというような形で報告書をまとめさせていただいております。

しかしながら、ユーザの皆様を提供する必要な情報量というものは低減しないことが原則であろうという御発言もいただきましたので、その点も明記させていただいているところでございます。

なお、以上の2点に関連する問題としまして、共通する課題ではございますけれども、2月の知財推進本部関係の会合で御指摘を受けている点がございます。それは、未成年者の出願の場合には「法定代理人」という情報が公報に掲載されていますけれども、その扱いについてでございます。未成年者の場合には、特許出願という法律行為を行う場合には、

民事訴訟法の訴訟能力の規定と同様に「法定代理人による手続が必要」というように特許法では定められておりますけれども、現在これを受けまして、公報においても法定代理人全員の氏名と住所というものを、その他必要な事項ということで掲載をさせていただいているところでございます。

しかしながら、法定代理人名があるということは、未成年者である、または成年被後見人であるといったようなことが明らかとなりますので、特に少年・少女の発明を奨励するという観点から支障となっているのではないかというような趣旨の御指摘も受けているところでございます。この点については、小委員会ではこれまで御議論いただいておりますけれども、事務局としては、右側の公報における情報提供のあり方の中で、公報として発行すべき情報を特許庁で精査すべきというところで、今後宿題として位置付けてはどうかと考えているところでございます。ぜひ、この点についてもコメントをいただければと存じます。

以上が、論点2に関する報告書の概要でございます。

続きまして1枚めくっていただきますと、最後に中小企業への情報普及施策のあり方というところでございます。御承知のように中小企業は、企業数で言いますと日本の99%以上ですし、従業員数でも70%以上を占めていますけれども、背景のところのグラフにありますとおり、出願件数の比率ですと特許では13%となっております。出願という側面から見ますと知財活動はまだまだ伸ばす余地はあり、もっと知財のすそ野を拡大すべきではないかといういろいろな御指摘をいただいているところでございます。

基本的な考え方におきましては、しかしながら、全体の御意見の中でも、中小企業の中でもしっかりと特許情報を活用して、知財活用に活発に取り組んでいただいているという企業もございますので、一律に考えるのではなくて、基本的な考え方の三角の図がありますけれども、このように中小企業の知財への関心度に配慮しつつ施策を講じるべきではないかということが基本であると捉えております。

①のところ、一番下の層でございますけれども、一番多いのは知財あるいは特許情報の重要性に気付いていない企業でありまして、ここが一番のボリュームゾーンであって、この層に対する普及をもっと強化するようというものが、これまで多くいただいた御指摘であったかと考えております。また②のところ、重要性に気付いてはいるけれども、まだ活用できていない、なかなか一歩踏み出せない人たちに対しては、これを一歩踏み出すための支援策というものが必要ではないかと考えており、右側の支援施策の拡充というところ

を検討すべきではないかというふうに記載させていただいております。

また、特許情報を既に活用している中小企業の皆様でも、これから海外展開を進める上で、もっと海外の特許情報に接するというような必要性がますます多くなってくる、そういう機会が多くなってくる中で、海外情報へのアクセス方法というものは、まだ十分に御存じない方もおられますので、その点の普及も重要ではないかというふうに、各知的財産の関心度に応じて施策というものを考えていくべきというようなことが、1点目として下線で引かせていただいているところでございます。

そのほか前回、もっと民間企業の力も使いながらこの分野は進めていくべきだというような御指摘、また普及と支援というところを両輪として取り組んでいくべき、また3番目としては、これは鈴木委員からだったと思いますけれども、縦割りにならないような中小企業支援策全般との一体的な取り組みが必要だというような御指摘もございましたので、報告書の中に明記させていただいているところでございます。

もう少し具体的な記載については、下のところの左側、普及活動の強化というところでございますけれども、①のところに、まず中小企業の経営者の皆様にわかりやすい普及ツールというものの、PR 資料というものを充実させることが必要と考えております。その際、釘宮委員のほうから、具体的な中小企業の取り組み事例というものの、あるいは成功事例というものをもっと充実させてはどうかというような御意見もございましたので、報告書にもその旨を記載させていただいております。

また普及手法の工夫という点でございますけれども、南部委員のほうから、例えば商標や意匠のほうが取っかかりやすいということで、ここから始めてはどうかという御指摘をいただきました。萩野委員からは、金融機関を介在させると効果的であるというような御提案もいただきましたので、そういうことも含めて、普及手法をより工夫していくということが重要であると考えております。

また多くの委員から、特許情報の話と知財制度の話とがやや混在しているというような御指摘もいただいたところでございます。この点に関しましては、知財制度そのものの普及と一体化しながら、うまく連携させながら特許情報というものの有用性につきましても、中小企業の皆様に御理解いただくのが重要なと考えておりまして、その旨も記載させていただいております。

また②のところでは、先ほど申し上げた海外情報へのアクセス方法、これは海外の国際機関や海外庁が提供しているもの、民間の皆様提供に提供いただいているものなども含めまし

て、どうやってアクセスできるのか、どのような検索ができるのかといったことの紹介なども、今後普及を強化していく課題の一つであるというふうにまとめさせていただいております。

それから、右側の支援施策の拡充というところにつきましては、J-PlatPat の講習会や、知財総合支援窓口などに相談に見えた方々に J-PlatPat の使い方を教えるといったような個別の支援というところも充実させたいと思っています。特に検索方法の周知が重要ではないかと井上委員からは御指摘をいただきましたので、中小企業の皆様に、そういうようなところを少し支援を充実させることが必要であるということで記載をさせていただいております。

また②にございますけれども、先ほど、重要性に気付いているけれども活用できていないという方の背中を押すための一つの手段として、今年度から「特許情報分析活用支援」ということでこれまでも御紹介しましたけれども、特許マップを一度描いてあげる。そこで一度、特許情報の重要性を認識いただくということで、その有用性を認識いただいた2回目以降は、できるだけ自立して中小企業の皆様に特許情報を活用いただく、というような流れをつくるという視点から、そのような施策を開始させていただいております。この点につきましても、より周知を高めるとともに、今は研究開発が出願段階のところをターゲットに置いていますけれども、もっとより事業に活用するという視点でございますとか、③にございますような、海外の情報をもっと活かさないかというようなところも検討課題であるというふうに整理をさせていただいているところでございます。

以上が、論点3つに対する事務局からの説明でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

論点1、2、3についてまとめて御説明いただきましたけれども、これからこれらの論点について御議論をいただきたいと思いますが、論点1と3は相互に非常に密接にかかわっておりますので、まず論点1と3について御議論いただきまして、その後、別途論点2について御議論いただきたいと思っております。

それでは、まず最初に論点1及び論点3、論点1は特許庁または INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方ですね。それから、論点3は中小企業への情報普及施策のあり方、これにつきまして御意見、御質問等をお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

高野委員、どうぞ。

○高野委員 今までの繰り返しになりますが、全体の論点 1 から 3 に関して、本日事務局から御説明いただいた方針に対しては何ら異論はなく、大方針としてはこれでよいと思います。

各論の話をしますと、概要の 2 ページと振られているところの上に三角形のピラミッドの様な絵が描いてございますが、この絵のとおりに本当に移っていけばよいと思います。例えば、濃い赤い部分が民間事業者をイメージしていて、ピンクの部分が J-PlatPat と書いてございますが、確かに 2 つのピラミッドが右のように、上の三角形が下に延びて、ピンクのところが全体的にすそに広がっていくということになればよいのですが、今の IPDL から J-PlatPat への流れを見ると、ピンクのすそ野が下に延びているとともに上にも延びていると思います。つまり、上というのは機能が高度な方に向かっているのです。以前にも申し上げたとおり、海外と機能競争をする必要はなく、下の方に向かうところ、すなわち、正確な一次情報をきっちり整備する、あるいは中小企業や個人の発明の方に、そして先ほどと多少関係があるかもしれませんが、少年・少女といった若い方々の発明を育成する、そういう分野にどんどん広がっていけばよいと思っています。しかし、どうも今の日本の特許庁さんの動きを見てみると、ピンクの三角形が上に向かっているのではないかという懸念がありますので、ここはしっかり、上は民間に任せて、下のほうのすそ野を広げる方向に向かってほしいと考えます。

今回、論点 1 と論点 3 を一緒に議論してもよいということですので、そういった意味で下のすそ野に広げていくということで行きますと、4 ページに、主たるターゲットを中小企業にと書いてありますが、ここが IPDL の時代、J-PlatPat でもそうかもしれませんが明確になっていませんでした。いろいろなパンフレットあるいはチラシ、説明会あるいは操作の講習会を開いていますが、そういった案内等でターゲットが不明確です。ちゃんとその案内の中に、今回は中小企業が受講対象者ですよ、あるいはこれから特許に触れる方が受講対象者ですよ、ときっちり明文化して案内するのがよいと思います。これは 2 つの意味があって、1 つは、民にできることは民に、大企業はちゃんと高機能で使っていく、あるいは特許情報に慣れている人は、今さら J-PlatPat ではなく民間に任せる。一方で、例えば J-PlatPat の操作講習会等で会場を用意するにしてもお金がかかる話ですから、その会場に目的に見合った方々をきっちり集めて効率よくすそ野を広げていくという意味でも、ぜひ論点 3 のほうは、ターゲットが中小企業である、あるいはこれから発明に接していく、そういった方々であるということを明文化して案内いただきたいと思います。

以上です。

○後藤委員長　ありがとうございました。

今の高野委員の御発言に関して、何かほかに関連するような御意見、御質問はございますでしょうか。

仲田委員、どうぞ。

○仲田委員　今の高野委員のお話のとおり、産業財産権情報利用推進委員会、平成 15 年の 3 月に特許庁さんのほうでまとめた報告書があるのですけれども、この中の 4 ページに「国と民間とのベストミックス」という言葉が書かれております。国と民間は、それぞれが担うべき役割を明確にした上で、両者がそれぞれの役割を果たすことによってベストミックスのユーザのニーズに応えていく必要性がある。ところが、実際にはベストミックスと言われながらも、民間サービス業に関して言うならば、必ずしもベストミックスになっていないのではないかと。国が、特許庁さんが民間サービス業に対して、どういうベストミックスの話ができているのかということをお聞きしたいなという点もあるのですけれども、民にできることは民にというはっきりとした文章も書かれていると思うのですが、実際には今の特許庁さんの政策の中では、もとの三角の矢印のところになりますけれども、実際に特許情報の重要性に気が付いていない。これが非常に大きな割合を占めておりますけれども、これはどこを指して言っているのかなと。日本国民全体を指して言っているのか、小中学生まで含めて言っているのか、産業界全体を指して言っているのか。また、商標まで含むとかなり広い世界だと思うのですけれども、特許の世界で言うならば、もっとこの部分は非常に小さいだろうし、実際に特許情報を使っていくというふうに考えたときには中小企業でもかなり上位の企業、底辺の企業に対しては特許情報そのものも余り使われていないのも現状だし、使おうという気もないのが現状であって、また J-PlatPat 自身が目指しているのは、民間サービスの機能により近いところを今目指しているのではないかなと。

だから、2 ページ目の赤い矢印に対してブルーの矢印がほぼ平行して上に上がっておりますけれども、これが、かなり赤い線に近い状態まで現在進んでいるのではないかと、平行した角度ではないのではないかと。むしろ、中小企業、学校や官公庁が利用するというよりも、もっと広い範囲で大企業の専門家の会社までを含めたサービスを対象にしているように思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何か、官民の分業についての御意見、御質問等はございませんでしょうか。

萩野委員、お願いいたします。

○萩野委員 大和合金の萩野でございます。

今、仲田委員や高野委員のおっしゃるイメージや意味も私なりにはわかるのですが、例えば私個人の企業としては、今までは、前にも申したとおり、発明協会さんで抽出してくれた国内の情報を調べて、危険なものは全体をチェックしていたわけですが、今後海外のものも見ていかないと、これからうちの仕事をしていく上では厳しいなというときには、例えば特許庁さんで、そういう海外情報についても一次情報を出してくれるというのは非常にありがたいことですし、今進めている発明協会さんで抽出していただくのも、その範囲を広げていただければ、結局、今仲田委員がおっしゃった2つ目の絵で、多分青い線と赤い線の傾きについて、青が急になっているのではないかという御意見でしょうけれども、そこに対して、また赤の線も同じ傾きに合わせてといいますか、青で上がったところから赤が上っていくことも大いにあり得ることではないかなと、実際に我々はそれを期待しております、利用するほうとしては。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございました。

ほかに、何か御意見はありませんか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ちょっと話が違ってよろしいですか。先ほど高野委員が触れた中小企業というお話との関係ですが。

3点目の論点が中小企業対策ということなんですけれども、なぜ中小企業対策が必要かということについて、政策的な位置付けというのか、余り大上段からの議論はなくて、いきなり中小企業は十分情報を活用していないというところから始まっているように思います。他方、たまたま昨日、TPP の関係の資料を見ておりましたら、政府として昨年の秋にまとめた総合的な TPP 関連政策大綱というものの参考資料の中に、中小企業の知財戦略強化の重要性というのが、少なくとも知財関係では大きな位置付けのもとに入っているのを見ました。そのような政府全体の政策的な位置付けの中で、中小企業の知財戦略強化のためにこういう知財情報の活用が必要だと、政策的な位置付けをちょっと書いていただくといいのかなという気がしたものですから、コメントさせていただきます。

○後藤委員長 ありがとうございます。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 井上でございます。

先ほどから、赤い三角、ピンクの三角の図を用いた説明の部分について議論がされていますが、知的財産協会メンバーである比較的規模の大きい企業の観点から言いますと、J-PlatPat は非常に使いやすいので大企業の方もたくさん使っております。ただ、何回か申し上げておりますけれども、特許調査にはいろいろな目的があります。ある目的のためには、J-PlatPat は非常に使いやすいので活用させていただいていますが、J-PlatPat では不十分な部分については民間の調査会社も利用させていただいてますので、J-PlatPat が充実することによって、民間の調査会社を利用する機会も、もしかしたら増えているかもしれません。これは明確な根拠があって言っているのではありませんので、間違っていたら申し訳ないのですけれども、我々の J-PlatPat の使い方からすると、そういうアプローチが非常に多くございます。

ということは、これも推測ですけれども、中小企業の方も、この J-PlatPat が普及していったら、いろいろな知財リスクというか、一次的な知財リスクがわかれば、そこから業者さんのほうに、専門的にもっと精査するような知財活動というものが広がっていくのではないかなとも思っております。ただ、これは推測の域を出ませんのでコメントとさせていただきます。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。何かアンケートがありましたね、それについて。

報告書の 24 ページに、本来のサービスを利用した結果、調査分析サービスが増えるか、さらに拡大するのかどうかというアンケートの結果も載っておるようでございますけれども、増える面と縮小する面とあるというようなことになっているかと思います。ちょっと御参考までに申し上げます。

ほかに、何か御意見はございませんでしょうか。

仲田委員、どうぞ。

○仲田委員 23 ページの特許情報に関する民間事業者の現状というアンケートの結果、368 者のうち 58 者からの回答を得たと。368 者というのは、具体的に公開されているわけではありませんので実態はわかりませんが、これは、少なくとも特許のデータベースの会社だけを見ると 17 社ぐらいしかないんですよ。調査会社というのは、大きいとこ

ろで 50 名規模、小さいところの 1 人、2 人でやっている会社は、多分数百、200～300 は楽にあると思うのですね。でも、実態は 368 者のうち知的財産のサービス業者というのは、ほとんど該当していないのではないかというふうに私は感じているのですが、どういう形で 368 者を収集したのか、その辺が非常に、この現状というものに対して若干疑念を持っている。

そして 24 ページの円グラフについても、その結果からこういうふうに書かれておられるのだと思うのですけれども、この円グラフは本当に正しいのだろうかという見方をしております。実際には数百社のうち、特許の情報のサービスを提供しているデータベースであれば 17 社しかないことを見ますと、やはり J-PlatPat なり IPDL が大きく、使いやすくなっていくことに対しては、当然、利用者の立場からいけば賛成の立場であるし、もっと機能を強く、良くしてほしいというのは当然の話であろうと思います。そういった実態を考えると、J-PlatPat は、ますます皆さん方に使いやすくなっていただきたいというのは市場の流れだと、またインターネット時代の流れだと思います。ただ、グラフの状況が、必ずしもそれを表しているとは思えないような気がいたしました。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。事実関係として、この 368 者をどこからとったかということは、今すぐわかりますでしょうか。

○横井特許情報室長 368 者、アンケートをとらせていただいているところについては、特許庁のホームページに事業者リストを載せさせていただいておりますが、そういったところに掲載している方々に広く聞かせていただいております。回答をいただいた方がどなたかというのは申し上げられないところですが、特許情報に関係する方に広くお聞きしましたというところになります。

○後藤委員長 ほかに、何かございませんか。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 日本弁理士会の本多でございます。

中小企業の情報普及施策のあり方という点で情報を交換させていただければと思っております。日本弁理士会といたしましても、今年度「知財キャラバン」と銘打ちまして、中小企業様を対象として知財の重要性に気付いていただきたいということで活動しております。しかしながら、興味のある方というのは、もちろん私どものほうに御相談に来ていただいているのですけれども、興味のない方、重要性に気付いていない方、せっかくいい

技術ですとかブランド力を持っていらっしゃるけれども、知財を権利として持とうというような興味のない方々は、どうしてもこちらに向いていただけていないという状況がございます。そういった場合に、普及活動をどのようにしたらいいのかというのも、日本弁理士会としても大変苦慮しているところでございます。ぜひ御庁のほうで、普及活動の強化ということでお考えになっているということでございますので、いい方法などがございましたら、お互いの情報交換などをさせていただけたらと思っております。

また、J-PlatPat（のネーミングにつきまして）は、私どもとしては既に長いことお名前を伺っておりますので、どのようなサービスかというのがわかっております。ただ、J-PlatPat という名前、覚えるのが難しく、また内容がすぐ表せているようなものではないというふうに思っておりますので、何かセミナーですとかそういったことをなさるときに、もう少しアトラクティブな名称などを考えたほうがキャッチーなものになるのではないかという意見もございます。一応コメントさせていただきます。

○後藤委員長 ありがとうございます。確かに、J-PlatPat というのは言いにくいですね。何かいいアイデアがあったら提案していただければと思います。

仲田委員、どうぞ。

○仲田委員 実際に普及活動を広めていくためには時間もかかりますので、小学校とは言わないまでも、高校あたりの授業から、特に工業高校だとか商業高校でも、商業であればブランドに対して、工業高校であれば特許に関しての学校授業から取り組まないと、高校、大学、それから企業に就職してから、その段階からの教育が、やはり大きく必要ではないかなと思うので、むしろ特許庁さん自身は、学生時代のところにもっと力を入れて普及活動をされたほうが、より短期的というか——長期なのか短期なのかわかりませんが、そういった活動が、5年後、10年後に大きな力になってくるのではないかというふうに感じております。以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。先ほど、少年・少女の発明活動と後見人の話がありましたけれども、おっしゃった点、非常に大事な点だと思っておりますが、副読本が何かをつくって配っているというのがありましたね、たしか小学校、中学校に。何か、その点について御説明いただけることはありますか。

○松下普及支援課長 知財教育に関しましては、まさにそこが知財のすそ野を広げる上で非常に重要ということで、現在、内閣官房にあります知的財産推進本部のところでも、今年度非常に重要なテーマだということで、タスクフォースを作って今御議論いただいてい

るところでございます。

特許庁におきましても、いろいろな地方で、あるいは我々のところにそういうことで講師に来てほしいといったような場合については、対応させていただいているケースもございますし、今 INPIT にありますけれども、そこにあるようなコンテンツ、あるいは教材も使いながらいろいろな貢献をしているところでございます。まさに政府全体として今後強化していくべき一つの重要な課題だなというふうには捉えているところでございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。

釘宮委員、どうぞ。

○釘宮委員 報告書を拝見してまして疑問に思ったところがあるので、ちょっと質問させていただきたいと思います。

資料 1 の 12 ページですけれども、FOPISE のところです。外国特許情報サービスというのがございますけれども、こちらにつきまして、内製により試験的に特許庁内部でプログラムを作成して運用されているというふうに書いていらっしゃいます。これは、今後もこのような形で進めていかれるのか、何か本格的な運用などを考えていらっしゃるのか、方向性としてどのようにお考えなのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○横井特許情報室長 資料 1 の 12 ページから 13 ページにかけて、FOPISE について説明を書かせていただいておりますけれども、FOPISE については、外国庁とデータ交換をした後、いただいてきたデータについてユーザの方に早くアクセスできる環境を提供したいということで、内製でつくらせていただいております。通常ですと、予算をとってきて調達を行い開発をしてというプロセスが必要になり、内製しない場合には、数年のスパンで提供するまでに時間がかかってしまうということになるかと思いますが、内製することで数カ月ぐらいで、データを受領してから数カ月ぐらいで提供するといったことが可能となっており、その意味で、新興国のデータにユーザの方が早くアプローチできる環境をつくりたいということでこのような方法でやらせていただいております。

これについては、新興国のデータを蓄積しているということもありますので、現時点では、それほど莫大なアクセスをいただいているということではありませんので、そういう意味ではアクセス数の伸びなどもみながら、非常に大きなアクセス数になってきた場合には J-PlatPat に入れるというところも検討しつつ整備を進めていきたいと考えております。

○釘宮委員 今の質問の趣旨は、内製で進めていらっしゃるということで、何か、そこ

で官民の棲み分けですとか、そういったところと関連のあるところなのかなと思ったものですから、内部で進めていかれるのがいいのか、あるいは、私はよくわからないのですが、何か民間の方のお力をお借りするようなことも必要な場合があるのかなというふうにちょっと思いましたので質問させていただきました。ありがとうございます。

○後藤委員長 何かコメントはありますか。

○横井特許情報室長 新興国のデータについて、海外庁とデータ交換を通じて入手しております。先進国ですと民間事業者の方にもそのコンテンツを共有して、民間事業者の方もそれを検索のサービスに使って良いですよという形でデータの交換ができるケースが多いのですが、新興国の場合には、特許庁がサービスに使うのは良いけれども、民間事業者の方にも共有するのはやめてくれというような条件でデータ交換をするケースが多くなっています。そういう意味で、海外庁との関係で我々しか提供できる条件にないというところがありますので、できる限り早くサービスを提供したいというような事情もあって、このような形になっているということでございます。

○後藤委員長 これは、言葉は各国のロシア語とかそういう言葉で、翻訳はされていないのですか。

○横井特許情報室長 これは無料の機械翻訳サービスもあわせて搭載していますので、それで簡単に日本語に翻訳して、ロシアの文献ですとか台湾の文献を日本語で見ることができるようになっております。最近、ベトナムについても蓄積させていただいたところになっております。

○後藤委員長 仲田委員、どうぞ。

○仲田委員 特許庁さんから海外の情報、我々が直接入手できないような資料も数多くいただいております、その辺は非常に感謝させていただいております。ありがとうございます。

ただ、各国特許庁並びに、必ずしも新興国だけではなくて OHIM なんかも含めて、日本の特許庁自身がサービスするのはいいけれども、民間に開放はできない。その根本的な根拠について明確にされていないところが非常に多い。各国の特許庁間の意見交換の中でお決まりになっていることだろうと思いますけれども、日本の特許庁として民間にサービスを広く提供しなければいけないという姿勢で各国特許庁と交渉に臨んでおられるのか。日本と違ってその他の外国は民間のサービスが非常に少ないということもあって、それほどそれを求めている。だから、国同士でという話になるのでしょうかけれども、日本は民間

のサービスもかなり普及・発展しているので、その辺は日本の特許庁さん自身が、知財の普及のためにはこれは必要なんだということを強く各国の首脳に対して要請をしていただきたいと思っております。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何か。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 1 番目の中小企業についての知財の重要性について、データが特許、意匠、商標とありまして、ここからの考察、結論として①で、特許情報の経営上の重要性について気付いていない中小企業が大多数というところがあるのですけれども、このデータと結論に若干の違和感を覚えております。出願件数比率と書かれているのですけれども、この分析がどのようになされているかよくわからないのですが、件数での比較となると資金力の問題になってきます。中小企業としては、知財に関心はあるのだけれども資金の関係で出願ができていないとか、お金があればたくさん出願したいけれども、今は1件にとどまっているような場合もあるかと思います。一方で、大企業の場合は潤沢な資金力により1,000 件、1 万件と出願している現状があります。それがこのグラフに表れているのでしたら、件数のみの比較から中小企業が知財の重要性に気が付いていないという根拠にするには、少し無理があるのではないかと考えております。その点はいかがなものでしょうか。

○松下普及支援課長 資料の 52 ページに、以前御指摘をいただいた点を追記させていただいておりますけれども、出願件数という観点から見ると、そのような状況だという記載に変えさせていただいております。

ただ、うちのセクションは中小企業を支援するセクションで、いろいろな中小企業の皆様を回るのですけれども、以前井上委員が言われたように、どちらかというと本当に進んで特許情報を使って、あるいは出願するかどうかにかかわらず特許情報を使ってオープン・クローズをしっかりとやっているところというのは、やはり多くなくて、385 万社という全体の中で考えると本当に一部だなというふうには思っているところでございます。

他方で、そういうところのほうが本当にしっかりとやっているケースもございますので、そのあたりにつきましては 52 ページに、そういうようなしっかりとやっているところもありますというような記載はさせていただいているところでございます。

では、全体をどういう形で記載するかといったときに、出願という一つの指標という意

味でこの数字を出させていただいておりますので、これだけをもって特許情報の重要性に気付いていないというようなことではないというのは御指摘のとおりかと存じます。

○井上委員　また少しだけ発言したいのですけれども、現に商標については大変たくさんのお願がなされているということで、自社の事業を知財権で守ろうとする姿勢というのは非常によくわかるんですね。それで、特許権が出ていないというのは、事業形態であるとか、1次産業に携わっているとか、飲食店であるとか、さまざまな要因があると思うのです。

ですから、中小企業の方の商標出願が全体の50%件であるというのは、中小企業の皆さんは、すごく意識が高いのではないかと考えてしまいます。このあたりは、私が申し上げるよりも萩野委員はどのようにお考えでしょうか。

○萩野委員　振っていただきましてありがとうございます。ちょっと話はそれてしまうのかもしれませんが、おっしゃるように、今日いただいた論点3の三角の図の中で、重要性に気が付いていない企業も、確かにいっぱいあるのも事実でしょうけれども、知財への関心はあるものの、その活用がまだ不十分という企業も負けられないぐらいにたくさんあるだろうと思っています。

というのは、商工会議所としても平成24年に知財に関する調査というものを中小企業宛に出しまして、そのときの結果からもそのような、関心はあるけれども、どう具体的に活用していいかわからないという意見が割と多かったようでございます。それを踏まえて、今年度ですけれども、去年の7月に調査委員会、研究会を設置しまして、実際に強みをどう経営に活かすかとか、そういう活動をどういうふうに行っているかというアンケートをとったところ、戦略的に経営に活用している取り組みが不十分であることが割とつかめてきて、それを冊子にまとめてみたり、それをもとに、商工会議所として「企業の強みを活かす」というようなタイトルで、パートを大きく分けて、いかに経営に役立つかということや、それをどう洗い出すべきかとか、それを具体的に知財にするにはどうしたらよいかというものをわかりやすく書いてくれていまして、最後のほうには特許庁を始め知財センターだとか、あとは東京やそれ以外のいろいろなところにかかわっていることを示してくれたりしているものがございます。こういうものを、今日御参加いただいているいろいろな弁理士会の方や、そういう方と連携して、あるいは特許庁や商工会議所、あと自治体だとかも協力して、もっと具体的にそれを活かして、縦横無尽に活用して強い企業にしていくかというふうに持って行っていただきたいと思います。

具体的には、昨日ですけれども、関東経産局のサポートで「知財経営塾」というものに出る者が参加させていただきながら、そこで4回形式の勉強会で自社の発表をしてみたりとか、そういうことがちょっとずつながらも進められているのは非常にありがたいことですので、ぜひそういったものを、縦割りではなくて横でも連携をとりながら進めていただきたいと思います。

あと、商工会議所からの特許庁への意見として2つ、先月の会合でも意見が出ていましたので、ちょっとそれをこの場を借りて申させていただきますと、出願から登録までの流れや、あるいは個別の記載方法について、特許庁のホームページでもさらにわかりやすく説明していただくことで、もっと広く普及されるのではないかという意見があったことと、もう1つは、J-PlatPat や開放特許情報データベースの活用に関する講習会の開催回数を増加していただいたり、内容の充実化や地方での開催だとか、講義映像のインターネット配信だとか、企業への講師派遣など大幅に拡充していただきたいというような意見も出ておりました。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかに、何か御意見はございませんか。

では、御説明いただけますか。

○松下普及支援課長 データ的なところで、出願件数のみで中小企業の意識を図るのは難しいということは、井上委員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、例えば製造業の中小企業だと43万社いらっちゃって、実際に出願しているのは年間1万社でございます。またサービスとか小売業ですと、これは資料の中にも若干、55ページにも書かせていただいておりますけれども、全部で240万社ぐらいいまして、年間、そのうち出願されているのは2万社でございます。そういうようなところも鑑みれば、出願件数だけではかることはできないのですけれども、中小企業のもっと広い皆様に知財を御利用いただくという余地は多々あるのかなというふうに感じているところでございます。

○後藤委員長 ほかに、何か御質問、御意見はございませんか。

それでは、もう1つ議題が残っておりますので次の議題に進ませていただいて、また何か後で御意見、御質問を思いついたことがあれば、もう一度戻ってくる機会をつくりたいと思いますが、とりあえず2番目の議題へと進ませていただきたいと思います。

論点2の法的検討も要する公報のあり方ということですのでけれども、住所をどこまで記載するかといったようなことについて、これまで議論いただいたことを報告書で取りまとめ

ているわけでございますけれども、これにつきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 公報掲載に関する住所掲載のあり方ということでございますが、個人の住所のみを対象としてということでは了解しております。私どもが代理人といたしまして業務をしております際に、特に商標につきまして先願がある、類似のものが先にありましたよということで拒絶理由を受けることがございます。そうした場合に、商標の場合は先願がどのような権利者であって、どのような使用の仕方をされているのかといったことによって、その拒絶理由に対する対応の仕方が異なっております。現実には使用されているのか、あるいは譲渡その他交渉などに応じていただけるようなところなのかといったところが大きく今後の拒絶理由の対応に左右していくようなことがございますので、そういった場合には、やはり権利者を特定しなければそういった情報は得ることができません。ですから、情報を特定するという作業が大変重要になっております。そのことを考えまして、こちらは配慮していただけるというような報告書の内容にはなっておりますが、ぜひ、何度も繰り返しになっておりますけれども、特定の代理などの目的がはっきりしている場合には、個人の住所につきましても正確な住所などを容易に手に入れられるような制度にしていいただければというふうに願っております。

以上です。

○後藤委員長 事務局で何かございますか。

○松下普及支援課長 まず御指摘をいただきました1点目、代理人の方々がどのように使用しているか、特に商標については、いろいろ個人情報を使われる機会が多いということに関しましては資料42ページの脚注のところ、先ほどの拒絶理由の話などについても使う機会が多いんですというようなことを書かせていただいているところでございます。

その点も踏まえまして、まさに閲覧についても前回御意見をいただきましたので、今後の検討課題ということで50ページのところに御指摘いただいた内容、もう少し利便性を向上させるべきといったようなところを具体的に書かせていただいておりますので、この報告書を踏まえて検討していきたいと思っております。

○本多委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

○後藤委員長 石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。知的財産推進本部から御指摘のありました児童の情

報の保護についてコメントをさせていただきたいと思います。

児童の情報と法定代理人の情報を公報に載せるということに関しては論点が2つあると考えられます。1つは児童の情報自体を載せるということ、もう1つは法定代理人の氏名、住所を載せるという点です。

1点目に関しましては、児童に向けたオンラインサービスを提供するような場面で、OECD、EU、アメリカなどでは、情報を取り扱うときに保護者の同意をとるべきというような形で、児童の情報は特にセンシティブ性が高いということで特別な保護を与えるべきという考え方が、かなり広く普及しているということが言えます。そういう意味では、児童の情報を載せることについては保護者の同意があればよいということになります。ただ、「児童」の範囲については、必ずしも20歳未満である必要はなく、18歳、16歳、13歳といったように、判断能力との関係で柔軟に考える余地があると思われます。

法定代理人の氏名、住所を載せるということに関しましては、これは家族構成がわかるということ、未成年者が発明者であるということが推測できるということ、それからシングルマザーであるということ、ダイレクトメールが届くことなどの弊害があると思われます。法定代理人に関しては、法律行為の手続をとるときに、きちんと法定代理人が行う必要があるということにはなっておりますが、必ずしも住所、氏名全員分を法定代理人に関して掲載する必要性がないということでしたら、法定代理人の情報自体を載せないという選択肢も含めて考える余地があるのではないかと考えております。住所のみならず法定代理人の氏名を掲載すること自体の必要性については、今まで掲載していたならそれなりの理由があると思いますので、その趣旨とプライバシーとのバランスを比較して、今後検討していただくということが求められてくるかと思います。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。これは新しい論点ですので、今後報告書の記載に当たって、今の御意見は大変参考になりましたので、それを参考にしながら内容を検討していきたいと思います。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 今の未成年者の話で、恐縮ですけれども、もう一回事実関係を教えていただきたいのですが、未成年者が発明者である場合と出願人である場合で現状どうなっていて、それがどういう懸念なり問題が指摘されているのかということについて教えていただけますでしょうか。

特に発明者については、特許法上、手続をすることについては法定代理人がいるという規定がありますけれども、発明行為そのものというのは別に代理人が関わるものではないので、その点も含めて確認させていただければと思います。

○松下普及支援課長 まず、問題としているのは出願人または権利者の部分でございます。その場合には、特許法においては法定代理人が出願を代理をするということになっておりますので、そういう場合については法定代理人名を公報に掲載しているところでございます。公報については、根拠条文があり法定代理人を明示しなければいけないというものがあるわけではないのですけれども、権利の所在を明らかにするというような観点から、その他必要な事項を掲載する際の一つの項目として、現在公報に掲載しているところでございます。そういう意味で、発明者については法定代理人というのがそもそも必要ございませんので、発明者に記載されているのみでは、それが少年なのか少女なのかというのはわかりませんけれども、出願人または権利者になったときに、法定代理人名が出てくるということになるかと思えます。

また、法定代理人を通じて出願をするということについては、手続の過程で十分に主張防御ができない可能性があるというような観点から、出願行為については法定代理人が必要というふうに解説書などには書かれているところでございます。

ただ実際の数、網羅的に数値的なものは検討していないのですけれども、見た限り、現時点においてはそれほど多くない、逆に言えば、少年・少女の方の発明出願がまだ十分ではないということではないかと捉えているところでございます。

○後藤委員長 よろしゅうございますか。

ちなみに、少年・少女が発明者になっているというのはどのぐらいあるんですか。

○松下普及支援課長 済みません。ちょっと網羅的に調べ切れていないので、その辺も含めて検討したいと思います。

○後藤委員長 年齢というのはわかるんですか。

○松下普及支援課長 年齢はわかりませんけれども、法定代理人名があるということは、少なくとも未成年者であること、婚姻して法律行為ができる未成年者は別ではございますが、そうでないということが明らかになるということかと存じます。

○後藤委員長 わかりました。

それから、これまで検討してきたことですが、公報における住所掲載のあり方ということで、個人の住所をかなり簡略、概略表記するということになっているわけですが、

この点については、これで特に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 個人の住所の特定の問題というのは、特に発明者で起きているというふうに私は認識していたんですね。特許出願も個人でというのものもあるんですけども、商標というのは個人の出願もあるんですけども、本来は事業をされる方が出願されるものであると思うのです。事業を準備されている個人の方でありますと、確かに個人情報というところにはなるのかもしれませんが、いわゆる発明者の個人情報のような配慮は、それほど必要ではないのかなというふうにも思います。以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

何か、今の点にコメントはありますか。商標のことで。

○松下普及支援課長 御指摘のとおり、特許においてもそうですけれども、特許とか意匠は、必ずしもその人が業をすることを求められておりませんので、個人の出願ということであったとしても、個人情報を保護する必要性というのは大きいのではないかと考えております。商標は、業として使用することが、法律上の前提となっておりますので、そういう意味では、比較考量した場合については、やや個人情報保護の必要性は減少する面もあるのかなというふうにも考えております。

ただ、いずれにせよ、それらも含めて個人については一律概略化するほうがシンプルな制度ではないかというような御指摘もいただきましたので、その方向で進めさせていただければと考えております。

○後藤委員長 何かほかにございませんか。2の公報のあり方というところですが。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 ただいまの商標について個人で出すということは余りないのではないかと思います。御指摘ではございますが、商標の場合、サービスマークなどもございまして、お店などをやっていらっしゃる方、レストランなどをやっていらっしゃる方、必ずしも会社組織になっていない方もいらっしゃいます。そうした場合には権利者としてなるために個人名で出されている方もいらっしゃいます。また、いろいろな事情で会社名ではなく代表取締役の方などがそのまま出願されている状況もございます。ですから、数としてはどの程度というのは把握しておりませんが、必ずしも個人であるから個人の必要性がないということではないので、ぜひ、その辺を御配慮いただきたいと思います。

○後藤委員長 ありがとうございます。

仲田委員、どうぞ。

○仲田委員 特許と商標とは、若干個人情報扱いが異なるのかなという気がしております。私自身も日本商標協会の情報委員会のメンバーになっているのですけれども、やはり商標の情報委員会の中では、個人の特別な識別をしなければならないケースがかなり発生しているということで、特定の個人を識別できるようなものは住所しかないということで、多くの方々からそういう意見を伺っております。特許のほうは、逆に言えばアイデアレベルに毛が——そんな悪いことを言うてはいけないかもしれないけれども、組織として発明をしているということで、企業としての出願が圧倒的に多いということで、やはり商標と異なるような気がいたします。

あと、法定代理人の先ほどの件数、実態はわからなかったと、件数はわからないようでしたけれども、私自身が 40 年やっていながらその公報を見たことがないので、統計を実際にとっておられたら、そういった件数も教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

南部委員、どうぞ。

○南部委員 先ほどの未成年者の関係の情報の公開のあり方について補足といいますか、家族構成もわかってしまうというような御指摘があつて、さらに言えばなんですが、未成年はいずれ成年になりますし、またその間、家族構成が変動し、法定代理人が変わるということもございます。公報発行時の情報が固定される一方で、そういった状況の変化というものも十分あり得るのだということも、公報発行時に、法定代理人の情報をどこまで載せるのかについて考えていただく上でも考慮していただいたほうがいいかなと思います。つまり、身分関係の変動というのが珍しくないと思われまますので、その点について付け加えさせていただきます。

○後藤委員長 どうもありがとうございます。

ほかに、何かございませんか。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 今の法定代理人の件でございますが、私どももどれぐらいというのは把握しておりません。ただ、日本弁理士会といたしましてパテントコンテストなどをさせていただきますときに、出願をするという段階、学生さんたちがしたものに対して優秀なものを

出願をお手伝いさせていただくという場合に、やはり法定代理人ということで、その手続を御説明いたしますと躊躇されてしまうという事例があったと聞いております。ですから、その点、やはり何らかの御配慮をいただくことが必要なのかと思っております。

○後藤委員長　ありがとうございました。

ほかにございませんか。

釘宮委員、どうぞ。

○釘宮委員　概略化の方向性については、こちらの報告書の内容で私は特に問題はないと思っております。

それで、ただいまお話が出ました未成年者の問題につきましては、やはり家族構成がわかるですとかそういったようなところから、本当に法定代理人まで名前を載せる必要があるのかどうかというところは、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

確認なのですが、もし概略化をするということになったとして、そのように実際になるのは、それ以降に出願をされたものであって、それ以前のものまでさかのぼってということではないわけですね。

○松下普及支援課長　そこは、高野委員からも以前お問い合わせがあったので記載させていただきましたが、例えば公報というのはその時点において法律的に内容を確定するという機能もございますので、基本的には、そういう法律改正もしくは方針を固めて以降のものについて、すべて概略化をするなり、法定代理人名を載せないなりというような手当てをとっていくということかと存じます。

○釘宮委員　そうしますと、やはり今、プライバシーの問題ですとか、かなり関心が高まっておりますので、未成年者の場合の記載について検討し、早い段階で概略化とともに実施していただけることを望みます。

○後藤委員長　どうもありがとうございました。

今、論点2について御議論をいただいておりますけれども、まだ論点1、3について追加的な御質問、御意見がございましたら一緒をお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

萩野委員、どうぞ。

○萩野委員　論点2について意見というわけでは全くなくて、今の議論をもとに、未成年者の表記については、一番いい落としどころに決めていただくのはいいと思っているのです。ただ、今の話からも、実際に未成年者の出願というのはものすごく少ないだろうと感

じているのですが、そういう中で、数が少ないから議論しなくても良いと言っているのではないですけれども、そのためにこれほどたくさんのすごい、素晴らしい人たちの時間、エネルギーを使うのは、何となくもったいないというか——表現が下手で済みませんけれども、それよりも、やるべきことはそういう小さなうちから、もっと関心を持って発明をさせるような方向も、話がかなりそれてしまうかもしれませんが、それがすごい大事なような気がします。

それが、翻れば論点3の、先ほど松下課長もおっしゃっていたように、会社数で言えば、中小が全体の中の99%ぐらいは全国の中で占めていて、人数でいってもかなりのウエイトを占めるわけで、それを例えば小中高、工業高校だとかでも広く普及させることで、論点3のほうの中小のところに関心を持たせるところにも、すごくそれがつながってくるのではないかなと、今話を聞いていて感じました。

○後藤委員長 ありがとうございます。

上野委員、どうぞ。

○上野委員 私からは報告書全体のことについてコメントさせていただきます。

今回の報告書は、短期間であったにもかかわらず、非常に充実した内容になっておりますし、これまでの議論を適切に反映したものであると思いますので、内容的には異論がございませんけれども、1点、ちょっと記述の点で気になるところがございます。

と申しますのも、31 ページ目の一番下に脚注16 というものがございますが、この脚注が付されている本文は、論点1に関しまして、今後の方向性として、一次情報の提供に関しては、翻訳文の提供を通じて特許情報の利用を促進していくべきだということを記述しているところでありまして、内容的には適切なものであると思います。ただ、この脚注16におきましては、機械翻訳文について、「バルクでの機械翻訳文の提供を当面は実施しない」と書かれておりまして、また、「中国・韓国語文献の機会翻訳文」については「バルク提供を継続する」と書かれております。これは私の誤読なのかもしれませんが、何か、ここの部分の記述だけはほかの箇所と異なっているように見えます。

そもそもこの委員会の位置付けというものを考えますと、この報告書の冒頭5頁にも書かれておりますように、「本小委員会は、特許情報の普及活用のあり方について議論を行い、特許庁の施策に対する評価、提言を行うという役割を担っている」ということですので、この委員会は第三者的な立場にあるように思います。したがって、この報告書も、基本的には、国や特許庁は「〇〇すべきである」というような記述になっているのですが、

この脚注 16 のところは、何となく、国や特許庁が自らの方針を表明するような書きぶりになっているようにも見えるわけです。

そこで修正するとすれば、例えば、「国は」と主語を入れた上で、「実施しない」というのを「していない」に変更するなど、さまざまな書き方があり得るかと思います。最終的な記述は事務局及び委員長に一任いたしますけれども、現状のような書きぶりが適切かどうか一度御検討いただければよいのではないかと思います。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。その点、ちょっと検討させていただきたいと思っています。

ほかに報告書全体について、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 論点 2 と 3 にまたがるところで、先ほど子供の情報の保護ということについてコメントさせていただきました。学生時代の人々への普及活動を積極的に行うことが重要であるというようなことが論点 3 の議論の中に出てきたかと思いますが、実際に権利化するに当たっては法定代理人の情報、氏名、住所を全部載せなければならないとなると、普及のところでは支障が生じるかもしれないという点が懸念されます。したがって、児童の情報の保護のあり方については早急に検討していただいて、普及に役立てていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかに、何か御意見はありませんか。

よろしいですか。

それでは、いろいろと御意見をいただきましたけれども、報告書全体の方向性についてはこれで御了解をいただけたものとさせていただきまして、今日いただいた御意見をこれから精査いたしまして、報告書の中身にどういうふうに反映していくかということを検討して報告書を取りまとめていきたいと思っておりますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○後藤委員長 それでは、そういうふうにさせていただきます。

ちょっと時間がまだ早いのですが、会議は早く終わるほうがいいと思いますので、特に御意見がなければ、以上をもちまして本日の審議を終了いたします。

3. 今後のスケジュールについて

○後藤委員長 事務局から、今後のスケジュールについてお知らせいたします。よろしくお願いします。

○横井特許情報室長 今後のスケジュールにつきましては、本日の第3回小委員会の後、報告書案について必要な修正を加えてパブリックコメントを行い、それを踏まえて報告書を取りまとめていきたいと思います。

○後藤委員長 それでは、そういうふうに進めさせていただきますが、パブリックコメントでいろいろ御意見をいただくことになると思いますけれども、それを取り入れた形で報告書を修正するということになろうかと思いますが、その修正のプロセスについて、内容については私に御一任していただくということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○後藤委員長 もちろん、最終版ができるときには各委員に御報告することは言うまでもないことだと思っております。

では、そういうふうに取り扱わせていただきます。

4. 特許庁長官挨拶

○後藤委員長 それでは、今日は最後ということになりますので、伊藤長官から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤長官 座ったままで申し訳ございません。

昨年の9月に、この委員会を立ち上げさせていただきまして、3つのテーマについて非常に密度の濃い議論をいただきました。大変ありがとうございます。

これまでも、特許情報に関する施策を進めてきましたが、急速な技術革新の動きと海外の動きがあり、一方でプライバシー保護の要請などがあり、我々にとっての貴重な財産である特許情報について総合的に議論する、ちょうど良い時期であったと思います。後藤先生に委員長をお務めいただき、また、委員の皆様に参加していただきまして、先ほどの形でまとめていただきまして、本当にありがとうございました。

さらにこれから知恵を出していかなければいけない部分もありますが、報告書で示され

た方向性を我々のほうでしっかりと受けとめて作業をさせていただきたいと思います。今後法改正が必要ということになれば、何れかのタイミングで適切に実施したいと思っております。

改めまして、皆様方の御協力に対しまして感謝いたしますとともに、今後の御支援をお願いいたします。本当にありがとうございました。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会 知的財産分科会 第3回情報普及活用小委員会を閉会いたします。

本日は、長時間どうもありがとうございました。

5. 閉 会